

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市 づくりに関する条例の一部改正について

1 条例改正の趣旨

「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例(平成29年北九州市条例第37号。以下、条例という。)」は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下、法という。)」の趣旨を踏まえ、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、また、「相談及び紛争解決に向けた手続などを定めることにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者団体からの要望や市議会からの提案を受け、平成29年12月に制定したものである。」

令和3年5月28日付で法が一部改正され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号。以下、改正法)」が同年6月4日に公布された。また、令和5年3月には政令により、「改正法の施行日が令和6年4月1日と定められた。」

法改正を受け、本市の条例についても必要な条項について、規定の見直し・整備を行うもの。

2 条例改正の方向性

障害者団体等との意見交換を実施した結果、条例の改正については、「法および基本方針の改正・変更内容および、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年法律第50号。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)」の内容から条例に反映すべき事項について条文の整備を行う。

(1) 法の改正内容

- ア 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策の実施などにおける「国及び地方公共団体の連携協力に係る責務」の追加(法第3条)
- イ 事業者による「社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供」の義務化(法第8条)
- ウ 国及び地方公共団体の「障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材の育成及び確保をする責務」の明確化(法第14条)
- エ 地方公共団体に対する「障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供」の努力義務の追加(法第16条)

(2) 基本方針の変更内容

- ア 「不当な差別的取扱い禁止」および「合理的配慮の提供」の普及のため、一つの判断基準となる具体的事例の追加
- イ 「合理的配慮の提供」と「環境の整備」との関係についての説明・事例の追加

(3) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容

障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に、令和4年5月25日付で公布・施行された法律。基本理念には、「障害特性に応じた手段の選択が可能となること」、「地域にかかわらず等しく情報取得・利用ができること」、「同一の情報を同一時点において取得できること」、などが定められている。

3 主な検討事項

(1) 環境の整備に係る定義、規定の追加

施設のバリアフリー化など、不特定多数の障害のある人を主な対象として行われる「環境の整備」と個々の障害のある人に対して行われる「合理的配慮」との混同を防ぐため、「環境の整備」の定義および、市と事業者に対する努力義務規定を追加する。

(2) 情報アクセシビリティに関する基本理念の追加

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念に規定されている、「地域に関わらず同一の情報の取得」、「同一時点で同一の情報の取得」といった事項を条例の基本理念に追加する。

(3) 市と国との連携協力に係る改正

国と役割分担を行い、相互に連携を図りながら、障害者差別に取り組むことを明記する。

(4) 事業者が行う合理的配慮に係る改正

事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へと改正する。

(5) 専門相談員の育成に係る改正

専門相談員の育成に取り組むことを明記する。

4 これまでの検討経過

(1) 障害者差別解消支援地域協議会での協議

条例改正に向けた課題の整理、条例改正内容、また、部会(事業者向け取組み、事例公開、啓発方法)における新たな取組み等の検討を実施。

(令和3年度:3回開催、令和4年度:7回開催)

(2) 障害者団体との協議

条例改正の方向性等について協議を実施。

・北九州市障害福祉団体連絡協議会との協議(令和5年2月:1回開催、4月:1回開催)

・北九州市聴覚障害者協会との協議(令和5年5月:1回開催)

5 今後のスケジュール

令和5年7月24日	障害者施策推進協議会(諮問・審議)
令和5年8月下旬	障害者施策推進協議会(審議・答申)
令和5年10月	常任委員会(パブリックコメントの実施について)
令和5年10月中旬	市民意見の募集(1カ月間)
令和5年11月	常任委員会(パブリックコメントの結果について)
令和6年2月	改正議案の提出
令和6年4月1日	改正条例の施行